



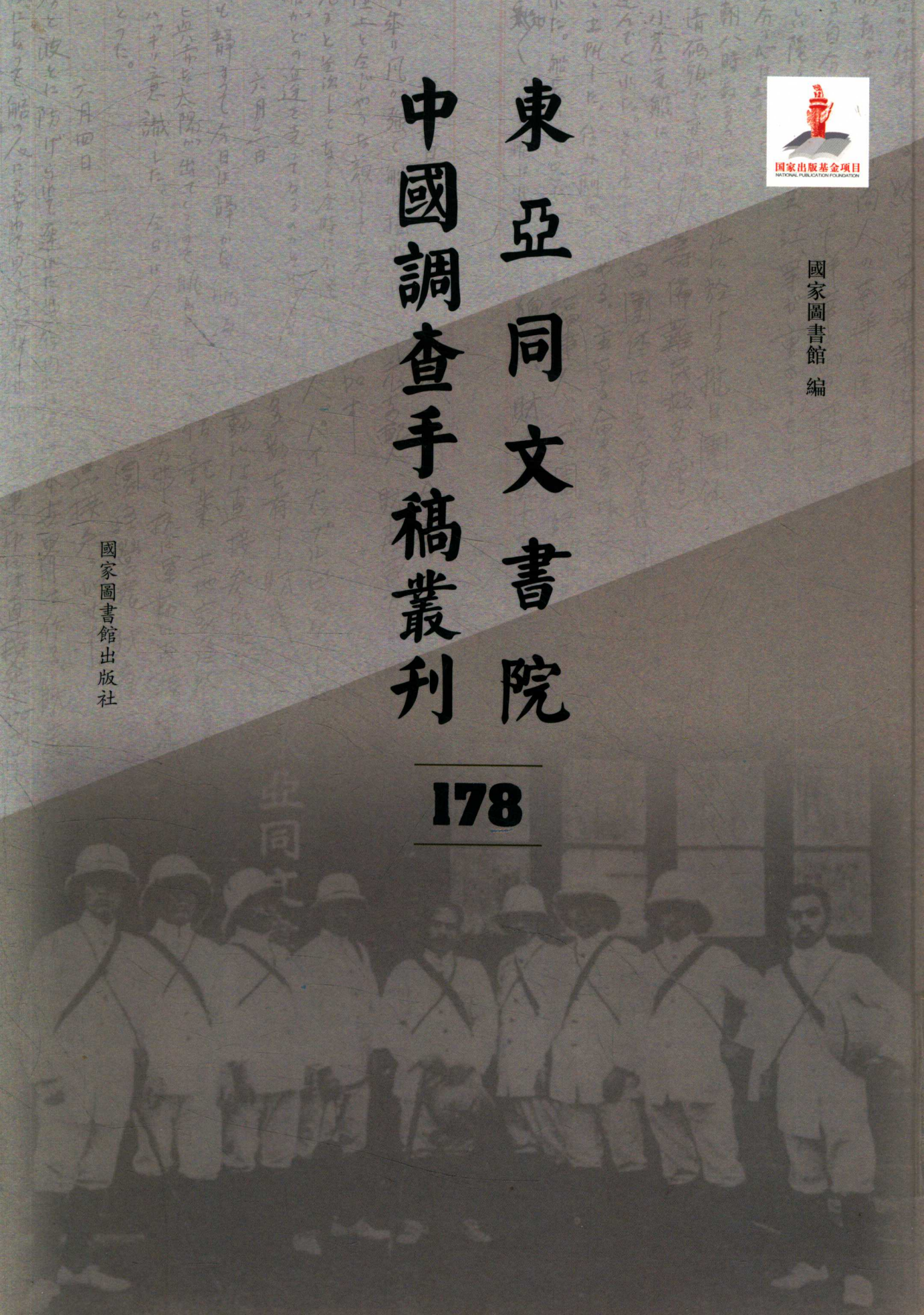
国家出版基金项目
NATIONAL PUBLICATION FOUNDATION

國家圖書館編

東亞同文書院 中國調查手稿叢刊

178

國家圖書館出版社





國家出版基金項目
NATIONAL PUBLICATION FOUNDATION

國家圖書館編

東亞同文書院
中國調查手稿叢刊

178

國家圖書館出版社

第一七八冊目錄

昭和十六年（一九四一）調查報告（第三十八期生）

上海共同租界警察機構に就いて

上海公共租界的警察機構 古橋賢次

上海居留民團の沿革に就いて

上海居留民團の歴史 原田留吉

上海市中央市場に就いて

關於上海市中央市場 森五郎

事變後の北支鐵道に就いて

事變後の華北鐵路 山根良男

六一

一二一

一七三

合會の研究

合會的研究 稻野達郎

二二一

天津の工業に就いて

天津的工業 大森茂

四二九

北支の金融に就いて

華北的金融 森脇優登

五〇九

河北省を中心とする華北自動車交通に就いて

以河北爲中心的華北汽車交通 松本鎮夫

五六一

包頭に於ける當舖の研究

對包頭當舖的研究 荒木茂 森精市

六〇一

昭和十六年度

上海共同租界警察機構に就いて

上海調査班

古橋賢次

目次

第一章

序論

第二章

上海共同租界沿革史

第三章

上海共同租界行政組織

第四章

上海共同租界警察の根據及びその組織

第五章

警察機構詳論

第一節

警視總監部

第二節

警務課

第三節

刑事課

第四節

特高課

No. 2.

第五章

交通課

第六章

日午課

第七章

教習所及心武裝豫備隊

第八章

義勇巡查隊

第九章

刑務所

第十章

警察番人制度

第十一章

結言

以上

上海共同租界警察機構の付属

上海駐在

一 序論

古橋 賢次

現在凡ゆる日本人が非常な興味を以て見ているものは租界の問題である。其の中にも他の租界に比して上海共同租界は規模の莫大にして其の複雑な莫大にして最も日本人の視聽を集中せしめておるものと云つてもいふだらう。其の共同租界と言つてもその中にはあらゆる部門の機關を構え、あたかも一小国家の如き存在であり到底此の小論文

No. 4

にては説き盡し得な、故に筆末は現在非常な進出
を予しとある警察部門に付て書えて見たと思ふ
尚参考書として野口謹次郎、渡辺義雄共著の
「海共同租界と工部局」を使用した事を記せられ
たい

次に共同租界の警察組織に就き論ずるのであるが、その
各部機構の詳し組なる説明に入るに先立ち、共同租界の
沿革、その有する法規、或はその行政組織一般に就いて概略述
べて見た。此の事が共同租界の警察問題の解明に貢
献する所大であるからである

(二) 共同租界沿革史

一八四二年

阿片戦争の結果南京條約となり上海開港

一八四六年

英租界の境界決定、租界面積約一三八エーカー

一八四八年

英租界は西藏路まで擴張され面積四七〇エー

カーとなる

一八五三年

警察隊組織され警察総官クリフトン以下九名を

港より招聘する、中央署の建築敷地を河南路

に決定す。

四月十二日義勇團結成さる

一八五四年

二月米國領事館虹口に開かれ米旗を掲揚す。

七月十日アールコック英領事を議長とし外人居
留民大会を開催新土地章程承認さる

一八八三年

六月二十番米不領事ジエラシーワード並に支那側当局は

アメリカ租界の境界を設定す面積一三〇九エーカー

九月廿日英米兩租界の併合なる

一八八四年

外人警察官總數一六四名

一八八六年

義勇消防隊組織さる

一八九九年

七月共同租界拡張せしん楊樹浦及心西部地域以三

八〇五エーカーを加ふ

一九〇六年

六月三十日米不法院を開設

一九一九年

義勇消防隊解隊し工部局消防隊生る

一九二〇年

工部局諮詢機關として支那人委員會を設くるの

案納税者大会を通過す

十月十日納税華人會成立す

一九二六年

參事會に三名の支那人參事會員を増加する案

納税者大会通過

一九三〇年

五月二十日支那人參事會員三名を五名に増加

一九三七

七月七日蘆溝橋に於ける日支兩軍の戦端よりかゝる

と共々全面的日支衝突となる

一九三九年

一月四日日本總領事は工部局に対し抗日を

一九三九年

犯人取締、工部局警察機構改革」を要求

二月五日取締に関する諸要求を三浦總領より

フランス領事會議長に提出、工部局側は此に同

意、異例警察案力と租界側警察案を協力し合ふ

テロ取締協定成る

三月上海特別市政局僑市長より工部局当局に

上海第一特區地方法院の接收、土地台帳の返還、青

天白日旗掲揚禁止要求を申入る

四月租界の抗日言論機關の取締、青天白日旗掲

揚禁止を申入る

五月澤田外務次官より駐日英米兩大使に並に
三浦總領事より上海共同租界当局に「土地章程の
改訂、法院の接收」に付き申入をきたす。

一九四一年

二月傳特別市長とランクリン參事會議長との
間に滬西越界路警察權に關する暫定取極め

調印さる。

(三) 上海共同租界行政組織

共同租界の政治に付いて同軍に言ふならば、或一定の資格を有する納
税者の意志に基いて行はれるものであり、その意志は、或は納税者
大會を通じて、或はその選出する參事會を通じて決定される此

の参事会は一種の議決機関であつて租界内にある土地又は家屋の所有
 者若しくは賃借者として一定の資格を有する外人は参事会員の選挙
 に投票する事が出来る。かうして選出された参事会が政策の決定或
 は事業の遂行に當つて行使する权限は廣汎且つ自由である。之
 は参事会そのものの自治的性質にもよるものであるが、又この共
 同租界が天津或は廣州市等、軍閥一家の監督に服する
 ものでなく、名の如く各軍共同の居留地である。如何なる軍
 家とも特殊の权限を行使することが出来ぬといふ事情に
 もよるものである。此の参事会を監督する立場にあるのが領事
 團即ち支那と條約を有する各軍の領事を以て組織する團

體である租界に關係ある政治、立法、司法行政上の特殊事項
 は、領事團の权限となつてゐる。更に土地章程は、毎年次納税
 者大会及び特別納税者大会の召集、土地章程附則改正に
 關する認可、參事会を原告又は被告とする訴訟を受理す
 るべき領事團裁判所の設置等、凡て領事團の权限となつてゐる。
 此の外は土地委員會なるものが有る。之は外人借地人若くは土那人
 土地所有者が道路その他公共の用に供する爲の土地收用に應じた
 る場合、參事会が提訴する機關なのである。參事会の提訴を
 受けた後土地委員會は當事者につき審理を行ひ、補償すべ
 き場合には補償金額を決定するのである。